

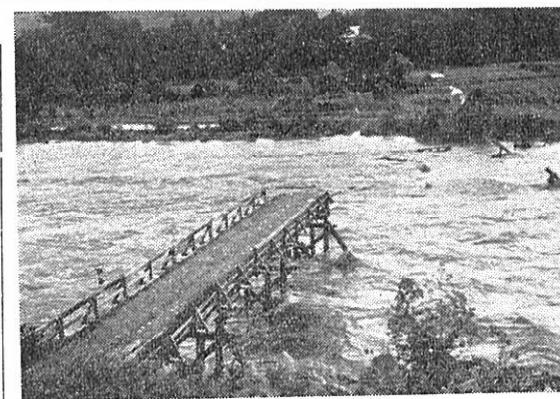
本城農協が借入した四百

町民税の賦課方法を現在の但書方式から本文方式にすることにより減税となる。三十万円を減額し減税補償として同額を追加計上才三百二十万円については、才入の町民税より三百二十万円を減額し減税補償として同額を追加計上才三百二十万円には変更なし。

特殊勤務手当の条例を一部改正

勤務所職員に対する特殊勤務手当の一部改正です。

## 町民税を大巾減税



8月13日 集中豪雨のつめあと橋桂瀬は写真

## 災害対策を主に

## 臨時議会開く

復旧工事費  
九百萬円等

## 追加予算を可決す

災害特別委員会を設置

農業災害も町が事業主体になるよう検討

八月十三日の集中豪雨による災害は土木関係千六百万円、農林業関係三千万円など五千万円に上る被害を受けているので町当局では懸命の努力を傾注して復旧を急いでいるが、議会としても早期復旧を期すため災害復旧調査特別委員会を設置、委員は次のとおり選任

九月定例会  
十一日開会公明選挙で  
明るい町づくりを

有権者の皆さん、公明選挙推進委員を中心に入り、公明選挙を話し合いましょう。

## 部落別推進委員

△米内沢 佐藤マサノ、石

〔敬称略〕

田信治、松田光朗、黒沢敏

雄、松橋トミ、奈良義勝、

野恵美子、細田松太郎、松

佐藤進宏、清水ツルエ、奥

山ふさ、嘉成紀子、松木稔

治、金豊助、池田啓子、武

佐伯得雄、松橋祥介、御所

之助、米沢チヨ、佐藤仁一

郎、△本城秋元信子、小

タカ、佐林キヨ、佐藤静一

郎、△阿仁前田地区庄司

利、金沢永蔵、片岡健一

郎、△大山ナヲ、春

佐藤

五十万円について県信連に対して町が損失補償することにしました。

特殊勤務手当の条例を一部改正

勤務所職員に対する特殊勤務手当の一部改正です。

## 一般会計補正予算

## —才入—

	既定予算額	追加予算額	合計
地方交付税	56,000	652	56,652
国庫支出金	7,494	5,281	12,775
県支出金	6,354	248	6,602
町入金	7,400	3,000	10,400
才入合計	152,926	9,181	162,107

## —才出—

	務費	107	31,899
土木費	12,471	65	12,536
灾害復旧費	2,047	9,009	11,056
才出合計	152,926	9,181	162,107

	△米内沢 佐藤マサノ、石	田信治、松田光朗、黒沢敏	雄、松橋トミ、奈良義勝、	野恵美子、細田松太郎、松	佐藤進宏、清水ツルエ、奥	山ふさ、嘉成紀子、松木稔	治、金豊助、池田啓子、武	佐伯得雄、松橋祥介、御所	之助、米沢チヨ、佐藤仁一	郎、△本城秋元信子、小	タカ、佐林キヨ、佐藤静一	郎、△阿仁前田地区庄司	利、金沢永蔵、片岡健一	郎、△大山ナヲ、春	佐藤
△支日応作	△支日応作	△支日応作	△支日応作	△支日応作	△支日応作	△支日応作	△支日応作	△支日応作	△支日応作	△支日応作	△支日応作	△支日応作	△支日応作	△支日応作	△支日応作
△支日応作	△支日応作	△支日応作	△支日応作	△支日応作	△支日応作	△支日応作	△支日応作	△支日応作	△支日応作	△支日応作	△支日応作	△支日応作	△支日応作	△支日応作	△支日応作
△支日応作	△支日応作	△支日応作	△支日応作	△支日応作	△支日応作	△支日応作	△支日応作	△支日応作	△支日応作	△支日応作	△支日応作	△支日応作	△支日応作	△支日応作	△支日応作
△支日応作	△支日応作	△支日応作	△支日応作	△支日応作	△支日応作	△支日応作	△支日応作	△支日応作	△支日応作	△支日応作	△支日応作	△支日応作	△支日応作	△支日応作	△支日応作

9月1日から  
「迷惑防止条例」施行

これまで法の網をのがれていた一切の暴力的迷惑行為が取締りの対象となりました。

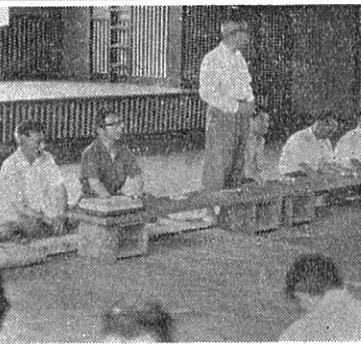
日常生活を楽しく、明るくするためお互いに迷惑行為をしない、させない、見つけたら警察に届けることを徹底しましょう。



写真は戦没者の靈に追悼のことばをささげる近藤町長  
(8月20日 前田小)

この日遺族250人が出席して故人を偲なびがら和やかに歓談した

## 追悼式 おごそかに挙行



八月二一日森吉小学校で知事から県政をきく区部落代表者を始め多数町民出席して熱心な質疑応答が行われた。

知事は特に畜産振興を強調して夏山冬里を提唱、へき地中学校に寄宿舎の新設など、へき地振興と観光開発に協力したいと述べた。

雄犬川純行、柴森義雄、大川嘉石エ門、大川三次郎、吉田三太郎、柴田兼松、豊田英子、公民館、庄司康宏、谷清剛、企画室、三浦富雄

以上百三人

担当職員が訪問した際はよろしくご協力願います。

毎年九月十五日現在で基本選挙人名簿が調製されますが、この名簿に登録され

るべき人の資格調査を九月十六日から実施しますので

担当職員が訪問した際はよろしくご協力願います。

九月十六日から

本選挙人名簿が調製されま

すが、この名簿に登録され

るものでのみ登録され

ます。従ってそれ以前に生まれた

者(二十一日を含む)

九年六月十六日から)

三ヶ月以来本町の区域内に住所を有する者(三十

九年六月十六日から)

に住所を有する者(三十

九年六月十六日から)

